

令和7年度

標体(L-2)2基ほか1件整備

仕 様 書

第二管区海上保安本部

第一章 整備概要

1 件名

標体(L-2)2基ほか1件整備

2 履行期限

契約締結日から令和7年9月30日まで

3 整備場所

(1)第二管区海上保安本部浮標置場

宮城県塩釜市貞山通一丁目58-3

4 整備標体

標体番号	標体保管場所	型式
24027	第二管区海上保安本部浮標置場	L-2
24037	第二管区海上保安本部浮標置場	L-2
23074	石巻仮浮標置場	L-1

5 発注元

第二管区海上保安本部交通部整備課

宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎

Tel.022-363-0111(内線:2663)

第二章 一般共通事項

1 適用事項	整備実施に際しては、設計図書に従い施工する。
2 設計図書	設計図書とは、図面、仕様書及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3 監督職員	監督職員とは、請負契約書に規定する監督職員をいう。
4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
5 現場の納まり等の関係による協議	現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6 官公署その他への手続き	整備の実施に必要な官公署その他への諸届及び手続きは、遅滞なく行わなければならない。
7 現場代理人及び主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 現場代理人及び主任技術者は、経歴書を監督職員に提出する。
8 整備場所の安全衛生管理	(1) 整備場所の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別途責任者が定められた場合は、これに協力する。 (2) 整備場所においては、常に整理整頓を行い、特に墜落のおそれのある危険箇所の点検を行う等、事故の防止に努める。
9 災害及び公害の防止	整備の実施に伴う災害および公害の防止は、関係法令に従い適切に処置すると共に、特に次の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 なお、第三者に対し損害を与えた場合、受注者は適正な補償をしなければならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
10 臨機の処置	災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11 養生	既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚損又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生を行う。
12 後片付け	完成に際しては、施工に係る設備及び構内の整理・整頓及び清掃を行う。
13 実施工程表	着工に先立ち、実施工程表を作成し監督職員の承諾を受ける。

14 施工計画書	着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
15 施工図、原寸図、 見本等	施工図、原寸図、見本等は、必要に応じて速やかに監督職員に提出して、承諾を受ける。ただし、軽微なものについては、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
16 作業員への周知	13、14及び15により作成した図書等は、各作業員に周知徹底する。
17 材料	(1) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は19により使用承諾を受けたものとする。 (2) 設計図書に「JIS(日本産業規格)の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又は、JISの規格証明書の添付されたものとする。 (3) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。 (4) 指示する材料、仕上げの程度、色合い等それぞれ見本を監督職員に提出して承諾を受ける。
18 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
19 材料の検査	(1) 監督職員の検査は、材料種別ごとに行う。ただし、簡易な材料については検査を省略することがある。 (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
20 材料の検査に 伴う試験	(1) 試験は下記の場合に行う。 ① 設計図書に定められた場合 ② 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。
21 施工	施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図等に従って行う。
22 施工の検査	監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。 (1) 標体修理(鉄工部等)完了時 (2) 各塗装工程完了時

- 23 施工の立ち会い 監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。
(1) 設計図書に定められた場合。
(2) 監督職員が特に指示する場合。
- 24 施工の検査に伴う試験 試験は下記の場合に行う。
(1) 設計図書に定められた場合。
(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
供試体の作製及び試験所等は「20 材料の検査に伴う試験」による。
- 25 報告 整備の進捗、材料の搬入、搬出、機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- 26 発生材の処置 鉄くず等で売却可能な物、及び監督職員の指示により再使用する物については、所定の様式をもって発注者に引き継ぎ、その他の物については、法令に従い適切に処理する。
- 27 完成図書 完成後、各種試験成績書等及び写真をA4ファイル(件名、受注者名等を記載したもの)に綴り、1部提出する。
なお、写真は作業着工前から完成まで施工順に撮影し、整理すること。特に完成後、外部から確認することができない部分を必ず撮影すると共に、被写体の寸法が判明できるように、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。
- 28 その他
(1) 施工のため浮標置場内に立ち入るとき、あるいは退出するときは、必ず監督職員に連絡するとともに、貸与されている鍵は厳重に管理する。
(2) 万一、施設等を破損又は汚損させた場合は、受注者の責任において原状回復しなければならない。
(3) 作業完了後は、速やかに完成図書(「27完成図書」による)及び業務完了報告書を第二管区海上保安本部交通部整備課検査職員あて履行期限内に提出し、受理後、検査合格をもって履行完了とする。
(4) 業務完了報告書を受理後、検査の合格判定をもって履行完了とし、履行が完了した後、請求書により一括で対価の支払いを行う。
(5) 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(様式1)を提出し、承諾を得ること。
ただし、発注者が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

第三章 施工仕様

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等の最新版による。

灯浮標等製造・修理共通仕様書	[海上保安庁交通部整備課]
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	[国土交通省大臣官房官庁営繕部監修]

1. 標体整備

1-1 準備

- (1) 標体の修理及び塗装を行う際には、他の標体に影響を及ぼさないよう、仮囲いを講じる等適切な措置をとる。
また、整備場所以外で整備する際は、監督職員の承諾を得るものとし、その場合の返納整備場所は、協議する。
- (2) 修理等を行う際には、標体をクサビ等で安定させて行う。
- (3) 標体の回転を行う場合、ラフテレーンクレーンの使用を標準とする。
- (4) 整備に必要な水、電気、クレーン、玉掛け人等は受注者にて用意する。

1-2 材料及び 加工等

(1) 材料

イ 鋼材の規格は下表による。

材 料	規 格
一般構造用圧延鋼材	JIS(G3101)・SS400
ステンレス鋼材	JIS(G4303)・SUS304

ロ 溶接棒の規格は下表による。

材 料	規 格
軟鋼用被覆アーク溶接棒	JIS(Z3211)
ステンレス鋼被覆アーク溶接棒	JIS(Z3221)

(2) 加工及び溶接

加工及び溶接に際しては、下記事項に留意する。

イ 部材の切断面は、グラインダー等で面取りを行う。

ロ 溶接はアーク溶接とし、日本産業規格(JIS)に準拠して実施する。

ハ 溶接棒の寸法は、母材板厚に適合したものを使用し、突き合わせ部分は十分な開先を取り確実に溶接する。

1-3 標体修理

- (1) 標体等の修理は、標体等整備区分一覧表(別紙1)及び図面に従い施工する。修理の際に溶接等を伴う場合、その周囲に2種ケレン程度の素地調整を施すこと。
- (2) 標体内部床板で溶接、ガス切断等の作業を実施する場合は、床下との通気栓ソケットを取外し、換気を十分に行った後に作業

1-4標体塗装

を実施する。

(1) 素地調整

素地調整は、標体修理完了後、標識枕木別塗装仕様・面積一覧表(別紙2)及び下記に従い施工する。

なお、第1種ケレンについては、サンドブラスト用の設備を有する工場等での施工を標準とする。

イ 素地調整の種別及び施工方法

種 別	施 工 方 法
第1種ケレン	ミルスケール、錆及び異物の残留痕が点又は線状のわずかな汚れとして残る程度までブラストを行った後、全面を乾燥した圧縮空気又は清浄なブラシ等で掃除する。
第2種ケレン	旧塗膜及び錆をディスクサンダー等の動力工具で完全に除去し、鉄肌を露出させた後、全面をパワーブラシ等で研磨する。
第3種ケレン	①鋼材部 劣化塗膜及び発錆部をディスクサンダー等の動力工具で完全に除去し、鉄肌を露出させた後、全面をパワーブラシ等で研磨する。なお、旧塗膜のうち活膜部は残す。 ②FRP・ウレタン部 劣化塗膜を除去し地肌を露出させた後、塗料の付着をよくするためにサンドペーパーで表面を荒らす。
第4種ケレン	劣化塗膜及び発錆部をワイヤーブラシ等で除去した後、全面を清掃する。
清掃	標体内部の汚れ等を綺麗な布等で水拭きし、その後、乾拭きする。必要に応じてクロスクリーナー等を使用する。

ロ 素地調整中、板厚が著しく磨耗している部分又はボルト・ナット等の緩みを発見したときは、必ず監督職員に届け出て、その指示に従う。

ハ ケレン作業で支障になる電気防食板、蓄電池ラックは取り外すこと。

(2) 塗装

素地調整完了後、標識枕木別塗装仕様・面積一覧表(別紙2)、名称記入(標示板)要領(別紙3)及び下記に従い施工する。

イ 塗料の種類

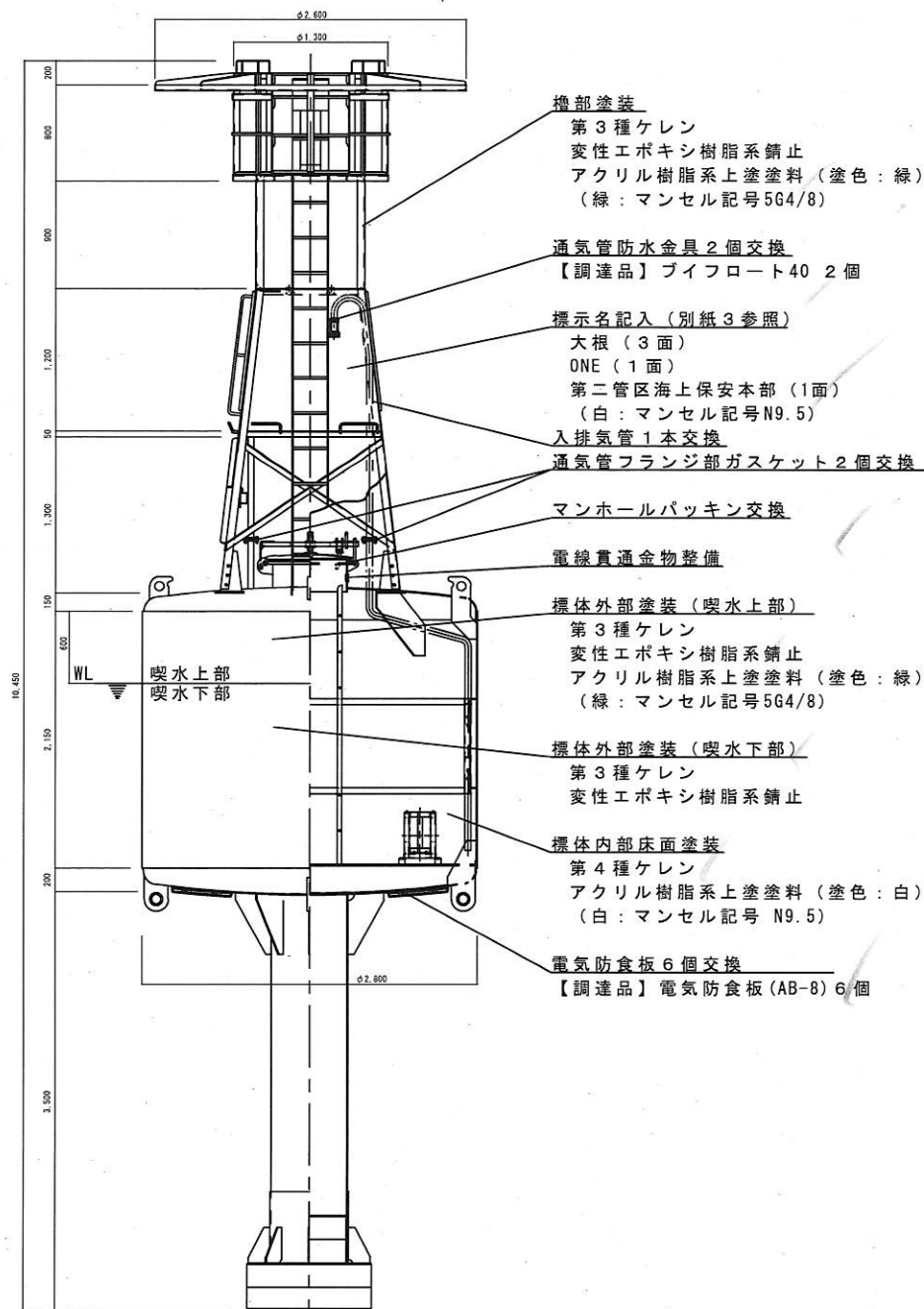
塗料名	塗装回数及び膜厚	備考
変性エポキシ樹脂系錆止塗料	メーカー仕様	
アクリル樹脂系上塗塗料	〃	
バインダー	〃	

加水分解型船底防汚塗料	〃	
-------------	---	--

- ロ 塗装に使用する塗料は、物性、付着性等を十分考慮し、選定するものとする。また、塗装仕様は選定したメーカーの仕様によるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ハ 標体下部についてもラフテレーンクレーンにより上下回転等させ、塗り残しのないよう施工する。
- ニ 塗膜の密着には十分留意し、雨天、高湿度、油気等の塗装に不適な環境下では実施しない。
- ホ ボルト・ナット、パッキン、蝶番、ゴム部品等は塗装しない。
- ヘ 塗装は、エアレススプレー塗りを標準とし、塗装工程を厳守し、むらがなく塗面が一樣になるように行う。
- ト 素地調整により鉄肌が露出した箇所については、錆止め塗装まで間隔をあける場合は、ジンクリッチプライマーを塗布する。
- チ 各標体、滑り止め材散布を、上部鏡板上面に、滑止用砂(2～3mm)を平均に散布する。
- リ 標体内部の塗装剥離部分は、周囲に倣い錆止塗装及び上塗塗装を行う。
- (3) 塗膜検査
 - イ 監督職員立会いのもと検査を行う。
 - ロ 塗膜厚測定値が判別出来る社内検査データを監督職員に提出する。
- (4) 名称記入

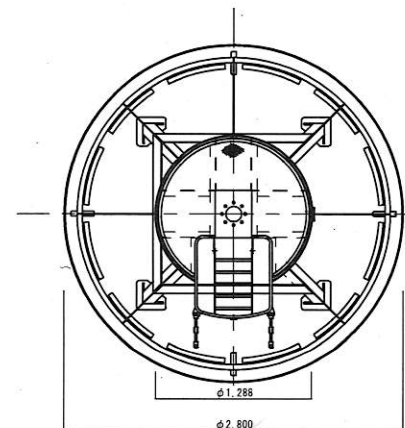
標識名等は、名称記入(標示板)要領(別紙3、4)により記入し、文字間隔は全体のレイアウトを考慮する。

標体番号：24027

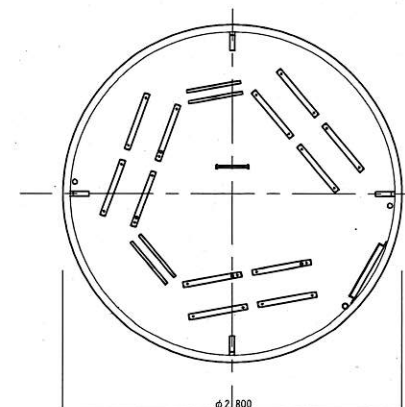


L-2型（一般）

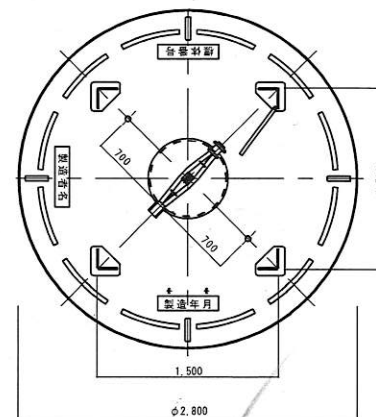
重量約8.3t



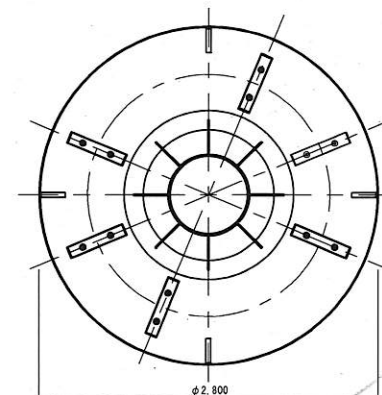
上面図



浮体内部図



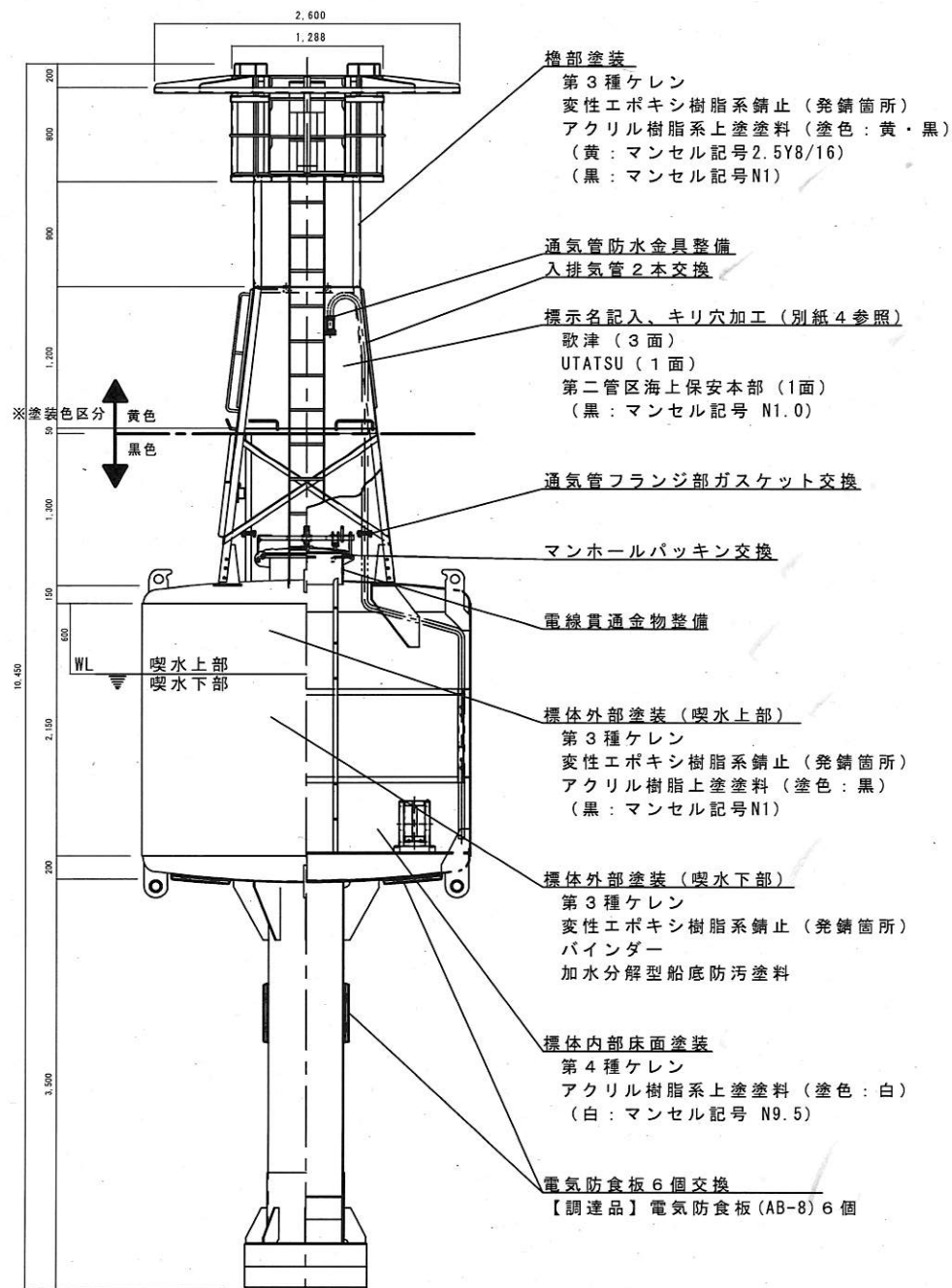
上部鏡板上面図



下部鏡板図

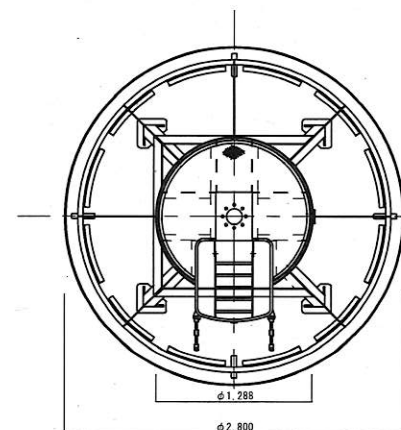
工事件名	標体（L-2）2基ほか1件整備		令和7年度
箇所名	大根灯浮標	図番	1/7
図面名称	整備標体要図	縮尺	1/30
		原図	A2図
設計	第二管区海上保安本部 交通部	図山	亀山
		年月	R7.4

標体番号：24037

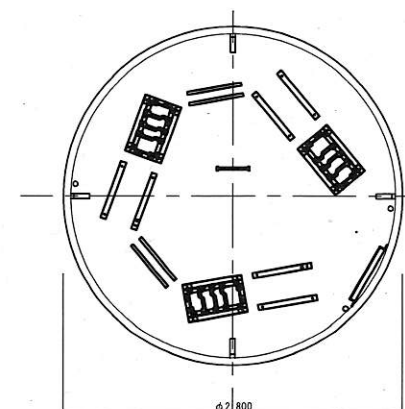


L-2型（一般）

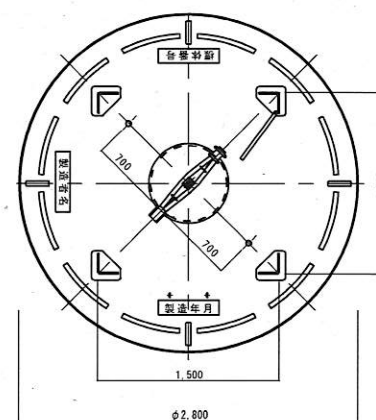
重量約 8.3 t



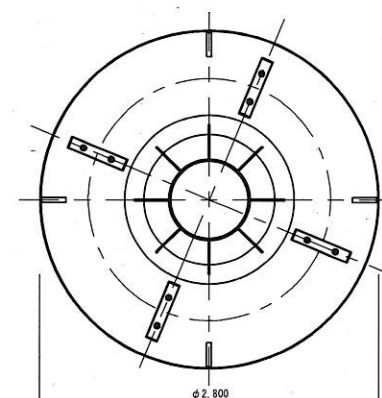
上面図



浮体内部図

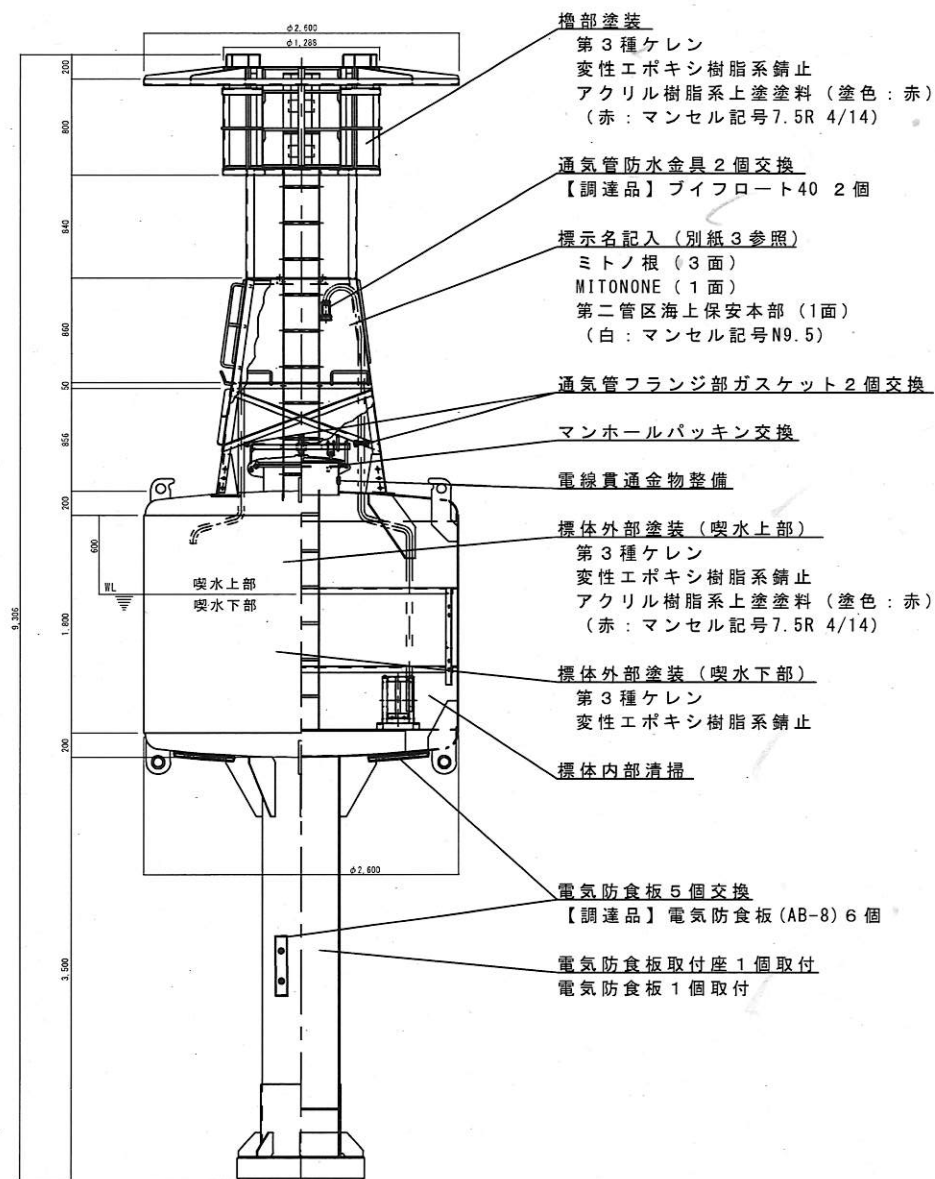


上部鏡板上面図



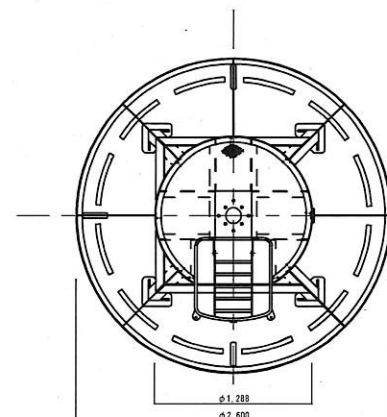
下部鏡板図

工事件名	標体（L-2）32基ほか1件整備	令和7年度
箇所名	歌津地南方灯浮標	図番 2/7
図面名称	整備標体要図	縮尺 1/30 原図 A2版
第二管区海上保安本部 交通部	亀山	年月 R7.4

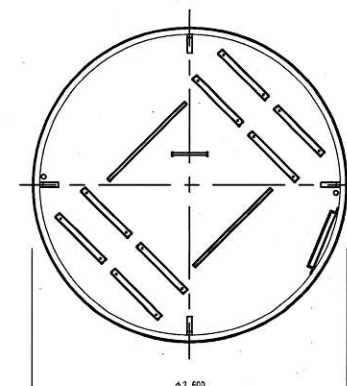


L-1型（一般）

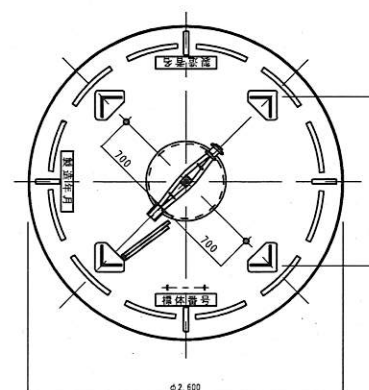
重量約6.5t



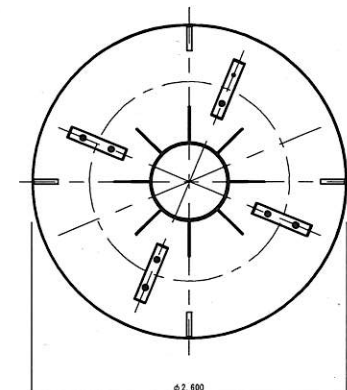
上面図



浮体内部図

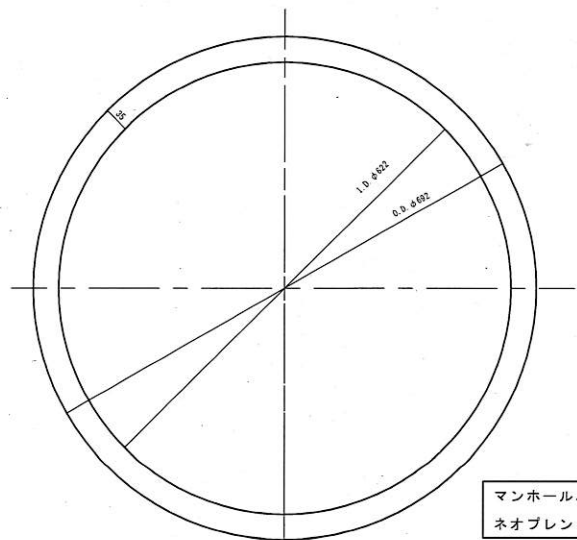


上部鏡板上面図

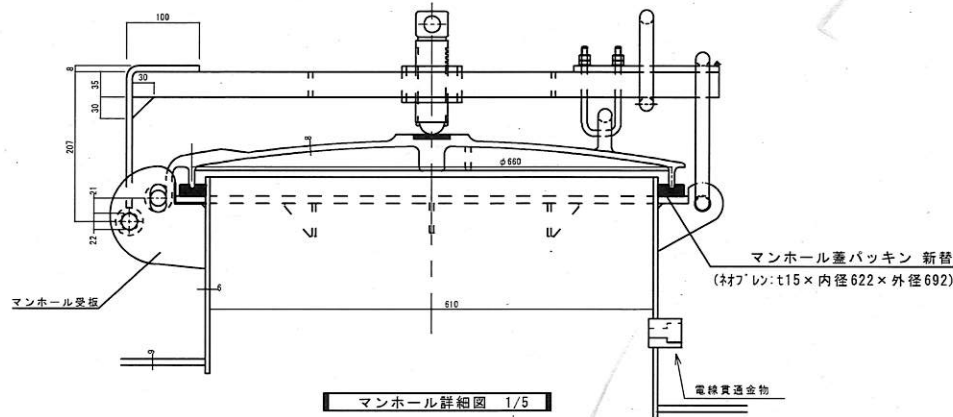


下部鏡板図

工事件名	標体（L-2）2基ほか1件整備		令和7年度
箇所名	ミトノ根灯浮標	図番	3/7
図面名称	整備構体姿図	縮尺	1/30
		原図	A2版
設計	第二管区海上保安本部 交通部	設計	亀山
		校核	R7.4



マンホールパッキン詳細図 S=1/5
ネオブレン 15t 内径622 外径692



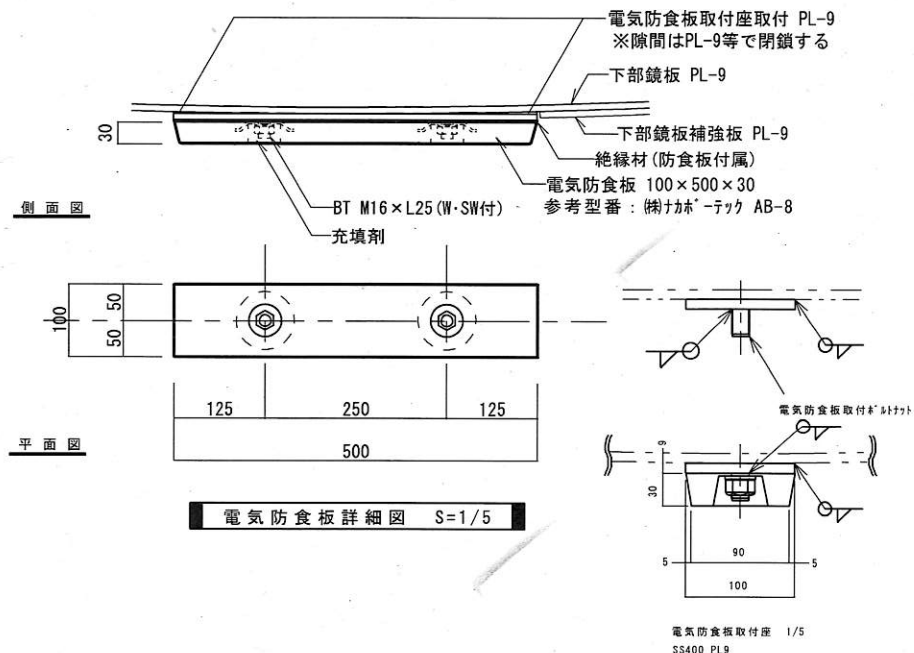
マンホール詳細図 1/5

マンホールパッキン交換

マンホール蓋パッキンの交換は、パッキン受座上面をパワーブラシ等で十分に清掃した後接着剤にて上図のとおり取り付け。

標体番号

24027, 24037, 23074



電気防食板詳細図 S=1/5

電気防食板取付座取付・防食板交換

図示のとおり、標体下部鏡板部及び尾筒部に取付座及び防食板を取付ける。
各標体に必要な個数は表のとおりとする。

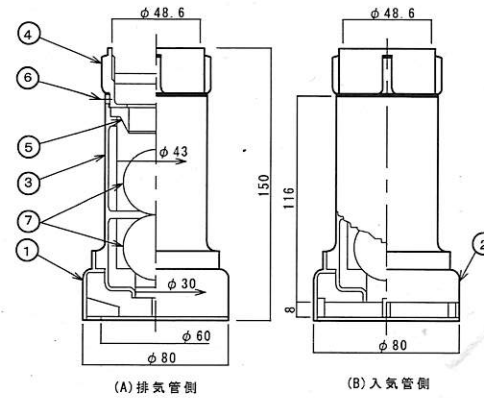
標体番号	調達個数	取付座
電気防食板 (100*500*30)		
24027	6個	既設
24037	6個	既設
23074	6個	1個

工事件名	標体 (L-2) 2基ほか1件整備	令和7年度
部所名	共通	図番 4/7
図面名称	マンホール詳細図、電気防食板詳細図	縮尺 図示 原図 A2横
第二管区海上保安本部 交通部	龜山	R7.4

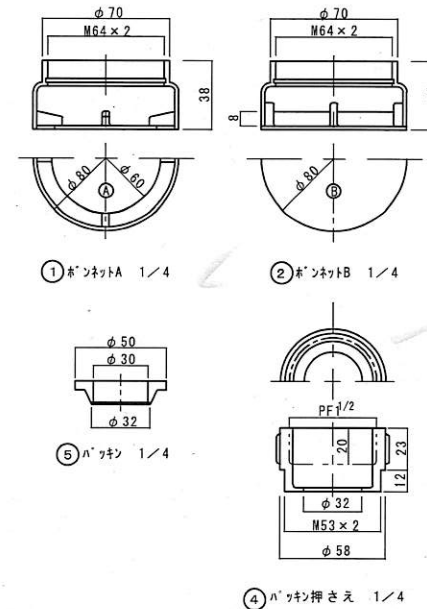
通気管防水金具整備

通気管防水金物を分解・整備し、
ピンポン玉4個を交換する。

対象標体：全箇所（24027, 24037, 23074）



通気管防水金具 1/4

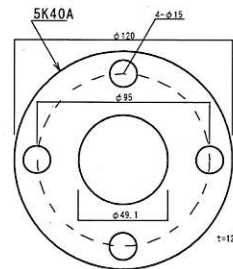


通気管防水金具

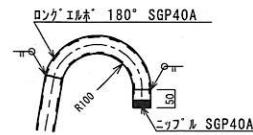
部番	品名	材質	規格	数量
1	ナット-A	BC6		1
2	ナット-B	BC6		1
3	本体	BC6		2
4	ワッシャー	BC6		2
5	ワッシャー	材別		2
6	止り	SUS304	M6×5 六角穴	4
7	ピンポン球			4

通気管防水金具詳細図 S=1/4

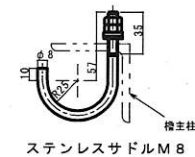
工事件名	標体 (L-2) 2基ほか1件整備	令和7年度
箇所名	共通	図番 5/7
図面名称	通気管防水金具詳細図	縮尺 原図 A2版
設計	第二管区海上保安本部 交通部	図山 亀山 R7.4



フランジ部詳細 S=1/2

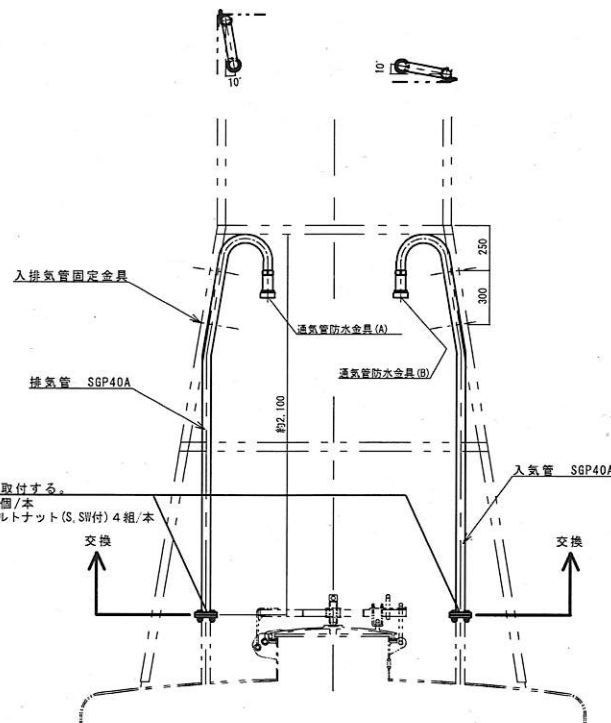


入・排気管上部詳細 S=1/10



入・排気管固定金具詳細図 S=1/3

フランジ部を溶接取付する。
フランジ(5K40A) 2個/本
M12×45ステンレスボルトナット(S, SW付) 4組/本



入・排気管詳細図 S=1/20

ガスケット交換

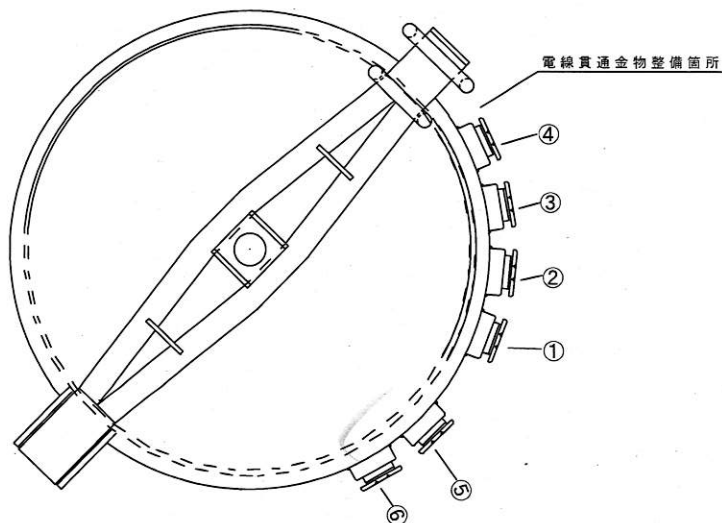
フランジ接続部のガスケットを交換する。
対象標体：24027, 24037, 23074

入排気管交換

フランジ接続部から上部の入排気管を交換する。
対象標体：24027, 24037

工事件名	標体 (L-2) 2基ほか1件整備	令和7年度
箇所名	共通	図番 6/7
図面名称	入・排気管詳細図、入・排気管接続部詳細図、フランジ部詳細図、入・排気管上部詳細図、入・排気管固定金具詳細図	縮尺 図示
図示	A2版	原図
第二管区海上保安本部 交通部	亀山	年 月 日 7.4

電線貫通金物整備
電線貫通金物を整備する。



番号	①	②	③	④	⑤	⑥
24027 大根	ハッキン交換 φ20×φ11	ハッキン交換 φ20×φ11	閉塞	閉塞	閉塞	閉塞
24037 歌津	ハッキン交換 φ20×φ11	ハッキン交換 φ20×φ11	閉塞	閉塞	閉塞	閉塞
23074 ミトノ根	金物交換 (溶接) C-25a	金物交換 (溶接) C-25a	ハッキン交換 φ20×φ11	ハッキン交換 φ20×φ11	閉塞	

参考

2C-25: KJV-1A⇄空中線間で使用
φ20×φ11: 太陽電パネル及び灯器⇄制御装置間で使用
閉塞箇所は盲座金及びシーリング閉塞を基本とする。

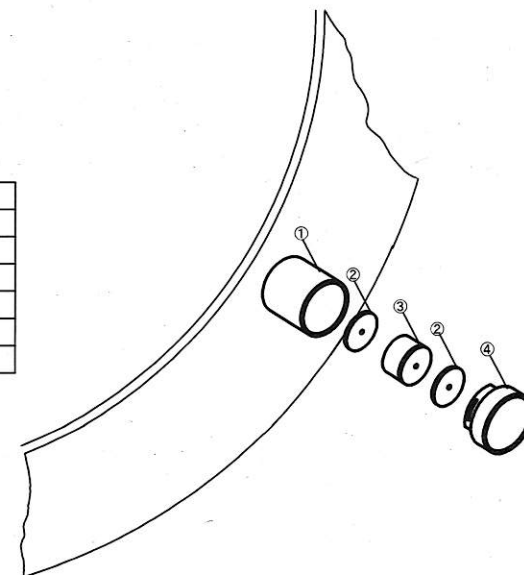
電線貫通金物（溶接用）詳細図

番号	名称	規格	数量	備考
1	グラウンド体	JIS-F8801-2C-25	2	溶接用、C-25a
2	座金	K68MB30180	2	
3	ガスケット	K68MB30190	1	
4	締付グラウンド	JIS-F8801-1a-25	1	
5	座金	K68MB30141	2	
6	ガスケット	K68MB30150	2	

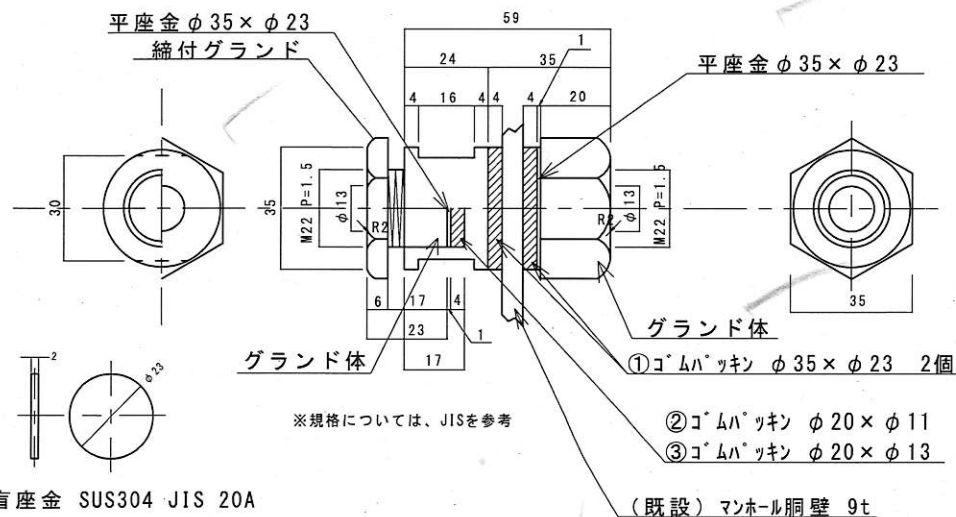
※規格については、JISを参考

取付箇所（左記表のとおり）

既設のグラウンド体を撤去する。
電線通金物撤去穴を加工し、グラウンド体を
全周すみ肉水密溶接にて取付ける。
その後、上表部材を取付ける。



電線貫通金物（締付用）詳細図



④盲座金 SUS304 JIS 20A

取付箇所（左記表のとおり）

ハッキン（φ20×φ11）交換は①及び②を新規調達し交換すること

工事件名	構体（L-2）2基ほか1件整備	令和7年度
箇所名	共通	図巻 7/7
図面名称	電線貫通金物整備図	縮尺 図示 原図 A2縦
★	第二管区海上保安本部 交通部	1321 年月 亀山 R7.4

標体等整備区分一覧表

修 理 箇 所	修理 区分	単位	標体番号 及び 使用予定標識			図番	整 備 内 容
			24027 大根灯浮 標	24037 歌津埼南 方灯浮標	23074 ミトノ根灯 浮標		
マンホールパッキン	交換	式	1	1	1	4/7	既設マンホールパッキンを撤去し、調達したパッキンを取付ける。
電気防食板取付座	取付	個	-	-	1	4/7	電気防食板取付座を取付ける。
電気防食板	取付	個	6	6	6	4/7	既設電気防食板を取外し、調達電気防食板を取付ける。
通気管防水金具	整備	組	1	1	1	5/7	既設通気管防水金具の整備する。
入・排気管	交換	本	1	2	-	6/7	既設の入・排気管を取外し、交換を行う
通気管ガスケット	交換	組	1	1	1	6/7	既設通気管の接続部のガスケットの新規取付、交換する。
電線貫通金物	整備	式	1	1	1	7/7	電線貫通金物の整備する。
太陽電池パネル取付穴	整備	式		1		-	櫓中間部(標示板)に太陽電池パネルの取付穴を16箇所設ける。取付穴の位置、大きさは契約後別途監督職員の指示による。
新型クラウド 監視装置用BOX取付穴	整備	式		1		-	櫓中間部(標示板)にBOX取付穴を設ける。取付穴の位置、大きさは契約後別途監督職員の指示による。
塗装	整備	式	1	1	1	別紙2	別紙2のとおり、塗装する。
標示板	整備	式	1	1	1	別紙3,4	別紙3、4のとおり、記入する。

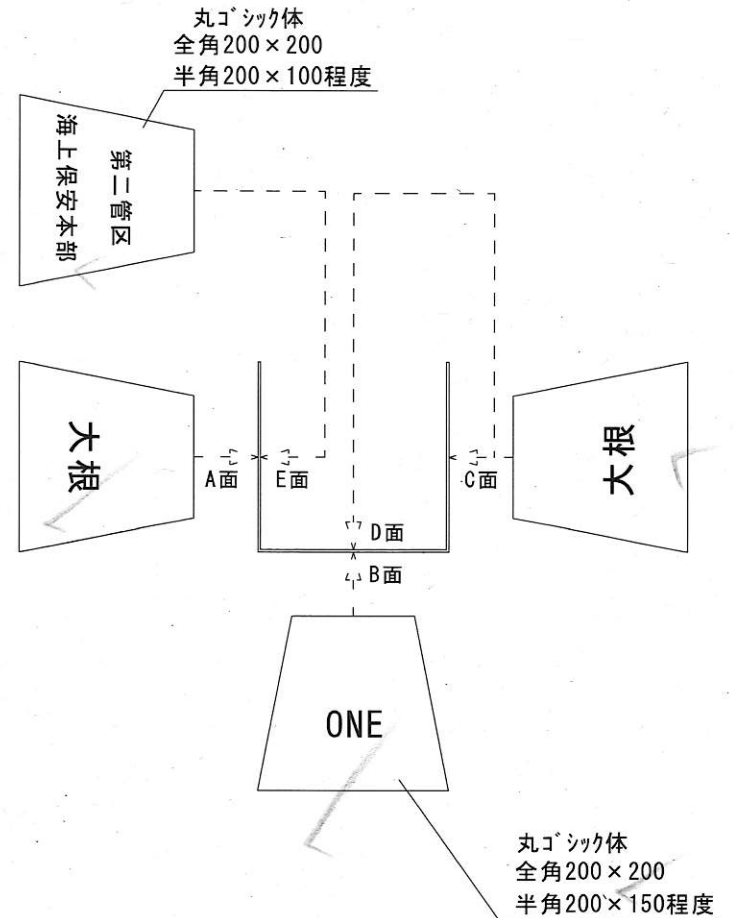
標 識 枕木別 塗 装 仕 様 ・ 面 積 一 覧 表

標体 番号	標 識 名 等	型式	製造 年度	塗色	交換 周期	素地調整				塗装						
						標体喫水上	標体喫水下	内部		標体喫水上		標体喫水下			内部	
						第3種ケレン	第3種ケレン	第3種ケレン	第4種ケレン	変性エポキシ 錆止	アクリル 樹脂系	変性エポキシ 錆止	バインダー	加水分解型 船底防汚塗料	変性エポキシ 錆止	アクリル 樹脂系 (白色)
24027	大根灯浮標	L-2	H23	緑	6年	全面 40.2	全面 41.3		床面 12.0	全面 40.2	全面 40.2	全面 41.3	全面 41.3	全面 41.3		床面 12.0
23074	ミトノ根灯浮標	L-1	H23	赤	6年	全面 35.7	全面 35.9			全面 35.7	全面 35.7	全面 35.9	全面 35.9	全面 35.9		
24037	歌津埼南方灯浮標	L-2	H23	黄黒	6年	全面 40.2	全面 41.3		床面 12.0	全面 40.2	全面 40.2	全面 41.3	全面 41.3	全面 41.3		床面 12.0
	面 積 合 計 [㎡]					116.10	118.50	0.00	24.00	116.10	116.10	118.50	118.50	118.50	0.00	24.00

名称記入（標示板）要領

（例）

標体番号	記入文字 (A・C・D面)	記入文字 (B面)	記入文字 (E面)	文字色	備 考
24027	大根	ONE	第二管区 海上保安本部	白	
23074	ミトノ根	MITONONE	第二管区 海上保安本部	白	

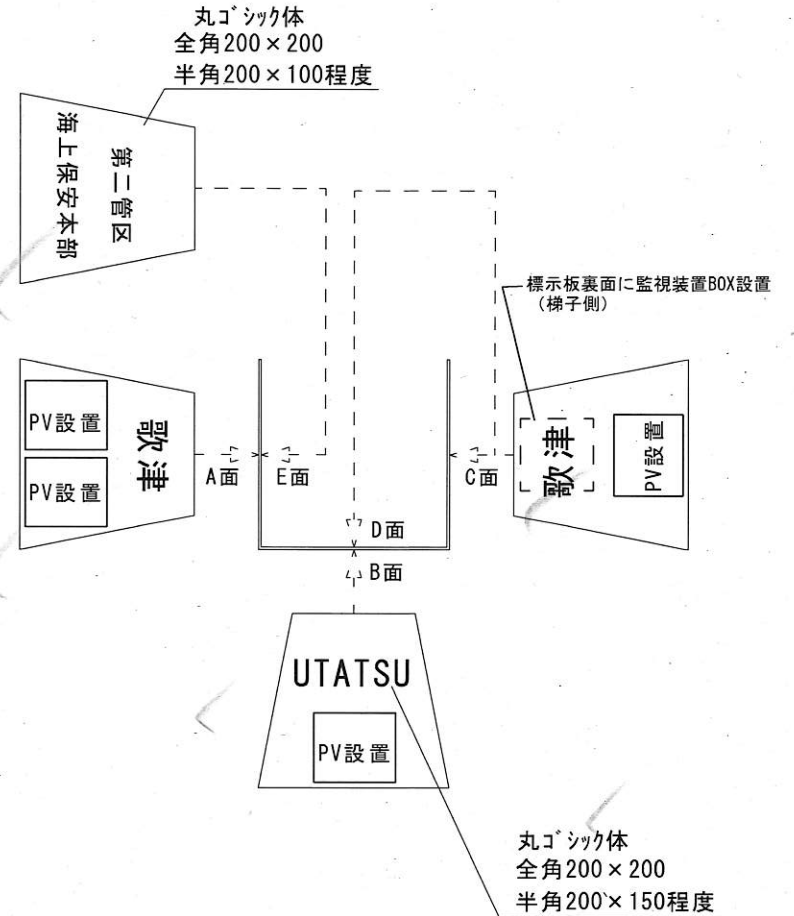


- 文字サイズ、レイアウト
邦字：約200×200mm
ローマ字：縦約200mm×横約70～100mm
- 記入文字は、国字、算用数字、ローマ字（ヘボン式）とし、文字は丸ゴシック体とする。

名称記入（標示板）要領

標体番号	記入文字 (A・C・D面)	記入文字 (B面)	記入文字 (E面)	文字色	備 考
24037	歌津	UTATSU	第二管区 海上保安本部	黒	

(例)



- 文字サイズ、レイアウト
邦字：約200×200mm
ローマ字：縦約200mm×横約70～100mm
- 記入文字は、国字、算用数字、ローマ字（ヘボン式）とし、
文字は丸ゴシック体とする。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 殿

請負者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「 契約（令和 年度 第 号）」
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
業務の契約（予定）金額（総計）
別添「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
を添付）
 - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
3. その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写し
を提出すること。

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 ○○ ○○ 印

20/21

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)

株式会社〇〇〇〇

(再委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	

(再々委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	
契約(予定)金額(総計)	